

八王子市自動通話録音機貸与要綱

令和4年（2022年）4月1日

（目的）

第1条 この要綱は、市内に居住する高齢者へ自動通話録音機（第3条以降「機器」という。）を貸与することにより、特殊詐欺の発生を抑止することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、「自動通話録音機」とは、固定電話機に接続し、電話着信時に発信者に自動で録音についての警告を行い、警告終了後、その後の通話を自動で録音する機能を有するものをいう。

（貸与要件）

第3条 機器は、市内に居住する高齢者（おおむね65歳以上）が居住する世帯の内、居住者が機器の設置を希望している世帯（以下「貸与申込者」という。）で、その高齢者が特殊詐欺の被害に遭う恐れが高いと認められる者に対して貸与する。

（貸与手続）

第4条 貸与申込者は、自動通話録音機貸与申込書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

（被貸与者の遵守事項）

第5条 被貸与者は、次の各号を遵守しなければならない。

- （1）機器は電話による詐欺や電話を使用した犯罪を未然に防止するためのもので、目的外使用、転貸及び売却をしないこと。
- （2）機器を八王子市以外の場所で使用しないこと。
- （3）機器は貸与後おおむね一週間以内に設置し、特殊詐欺の未然防止に留意すること。
- （4）何らかの事情により、機器が不要となった際は、速やかに市へ返却すること。

（留意事項）

第6条 市長は、把握した貸与申込者の個人情報をも、適切に管理し、本事業以外に使用してはならない。

（免責）

第7条 市は、取り付けた機器によって発生した事故等について、賠償の責任を負わないものとする。

（その他）

第8条 機器の貸与後に機器が故障した場合は、原則被貸与者が当該機器の修理及び費用負担するものとする。

第9条 被貸与者は、機器の貸与に関し市からの調査依頼があった場合は協力するものとする。

(補則)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年（2022 年）4 月 1 日から施行し、令和 4 年度以降の貸与に適用する。

自動通話録音機貸与申込書

私（申込者）は裏面の「自動通話録音機申し込みに関する注意事項」を遵守し、自動通話録音機の貸与を申し込みます。

| | | | |
|-----|---|-----------------------|------|
| 使用者 | フリガナ | | 性別 |
| | 氏名 | | 男・女 |
| | 生年月日 | 明治 大正 年 月 日生 昭和 | 歳 |
| | 住所 | 〒 ー 八王子市 | |
| | 連絡先 | 【機器設置電話番号】 (自宅) | (携帯) |
| 申込者 | ※ 申込者と使用者が異なる場合のみ、続柄、住所、氏名、連絡先を記入してください（同一の際は記載不要です） 続柄 住所 氏名 連絡先 | | |
| 備考 | | | |

(担当者記入欄) 自動通話録音機番号

自動通話録音機申し込みに関する注意事項

記

- 機器は、電話による詐欺や電話を使用した犯罪を未然に防止するためのもので、目的外使用、転貸及び売却をしないこと。
- 機器を八王子市以外の場所で使用しないこと。
- 機器は貸与後おおむね一週間以内に設置し、特殊詐欺の未然防止に留意すること。
- 何らかの事情により機器が不要となった際は、速やかに市へ返却すること。
- 取り付けた機器によって発生した事故等について、市は賠償の責任を負わない。
- 機器が故障した場合は、使用者（被貸与者）が当該機器の修理及び費用負担すること。
- 台数に限りがあるため、原則、機器の再貸与は行わない。
- 申込者と使用者（被貸与者）が異なる場合は、注意事項について使用者に説明を行うこと。

以上